

令和6年(2024年)輸出生産実態調査記入要領

【共通事項】

- 1 この調査は、令和6年1年間(令和6年1月1日から12月31日まで)の輸出実績と令和6年12月31日現在の海外進出の状況を調査するものです。
- 2 入力は、オンライン回答フォームを使用してください。
- 3 回答フォームに入力しきれない内容は、県ホームページから追加入力用ファイルをダウンロードのうえ、ご入力いただき、ながの電子申請サービスの回答フォーム最下段のデータの添付先に添付してください。
- 4 金額は万円単位で入力し、万円未満は四捨五入してください。
- 5 輸出品目の入力にご使用いただく「製造品分類表」については、県ホームページに掲載しています。アクセス方法は、別紙1-方法1-③をご覧ください。

I 企業概要

- 1 「事業所名」は、商号、その他営業上用いている正式の名称を入力してください。
- 2 「企業ID」は送付した調査依頼文に記載されている4桁の番号を入力してください。
- 3 「経営組織」は、プルダウンで選択してください。
- 4 「従業者数」は、令和6年12月末の時点で、事業所に従事している人数を入力してください。
- 5 「入力者所属・氏名・連絡先」は、入力者が調査事業所に属する場合は所属部課名と入力者名を、本社等調査事業所以外の事業所に属する場合は、その属する事業所名と入力者名を入力してください。

II 輸出生産実態調査

回答期限：8月29日(金)

1 直接輸出・間接輸出

- (1) 仕向地(輸出先)別、製造品別に輸出額を入力してください。
- (2) 仕向地域(輸出地域)の内訳については、表1も参考にしてください。
- (3) 「直接輸出額等(A欄)」について
 - ① 貴事業所で製造された製品のうち、貴事業所又は本社から直接海外に輸出されたものについて入力してください。
 - ② 「輸出品名」は、県HPに掲載の「製造品分類表」を参照の上、入力してください。

「品名」は、製造品分類表の「分類名」及び「備考」を参考に製品名を、「番号」は、製造品分類表の該当する「細分類番号」を入力してください。

- ③ 輸出額は、工場出荷額を入力していただきますが、F O B（輸出港本船引渡価格）により入力するものとし、これが不可能な場合はC I F（F O B + 船賃・保険料）により入力してください。

(4) 「間接輸出額等（B欄）」について

- ① 貴事業所で製造された製品のうち、貿易商社、問屋及び他の製造事業所を介して、間接的に海外に輸出されたものについて入力してください。

- ② 「輸出品名」は、県HPに掲載の「製造品分類表」を参照の上、入力してください。

「番号」は、製造品分類表の該当する「細分類番号」を、「品名」は、製造品分類表の「分類名」及び「備考」を参考に製品名を、入力してください。

- ③ 輸出額は、工場出荷額を入力してください。

(表1)

地域別	国名（主なもの）
その他の中南米	コロンビア、ベネズエラ、ボリビア、パラグアイ、ウルグアイ、エクアドル、ガイアナ、パナマ、コスタリカ、ニカラグア、グアテマラ等
その他のアジア	ラオス、カンボジア、ミャンマー、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータン等
その他のオセアニア	トンガ、フィジー、サモア、ナウル、パプアニューギニア等
その他の西ヨーロッパ	スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ポルトガル、ギリシャ、オーストリア等
東ヨーロッパ	ポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、アルバニア等
その他の中近東	クウェート、イスラエル、シリア、レバノン、トルコ、ヨルダン、アフガニスタン、イエメン、オマーン等
その他のアフリカ	エジプト、リビア、アルジェリア、スーダン、リベリア、ガーナ、ナイジェリア、エチオピア、ケニア、コンゴ、ザンビア、チャド、ニジェール、マリ、モロッコ等

2 輸出向加工賃受取額等

- (1) この欄は、他の事業所から支給された原材料によって輸出製品を製造加工した場合、また、他の事業所の所有に属する輸出向けの製品、半製品に加工処理を加えた場合に受け取った加工賃を入力してください。

自己の所有する原材料や半製品を加工する場合は、直接輸出額等

の欄又は間接輸出額等の欄に入力してください。

- (2) 「賃加工品番号」、「賃加工品名」は、県HPに掲載の「製造品分類表」を参照の上、入力してください。

「賃加工品番号」は、製造品分類表の該当する「細分類番号」を、「賃加工品名」は、製造品分類表の「分類名」及び「備考」を参考に加工品名を、入力してください。

- (3) 「加工賃受取額」は、輸出向製品に対して加工作業を行い、令和6年中に委託者に引き渡した製品に対して受け取った額又は受け取るべき額を入力してください。

- (4) 「委託先事業所の種類別受取加工賃内訳」は、「加工賃受取額」の内訳を該当欄に入力してください。

Ⅲ 海外進出状況

回答期限：8月29日（金）

1 企業名及び企業IDについて

輸出生産実態調査と入力フォームが異なるため、「事業所名」及び「企業ID」を入力してください。

2 調査の回答について

海外進出状況の調査について、本社や他部署で一括して回答を希望する場合は、「この調査では回答しない」を選択のうえ、次の設問の「進出あり」・「進出なし」のいずれかの選択まで行ってください。

3 海外事業所について

「海外事業所」とは、次のいずれかを指します。

- (1) 県内に本社を置く企業の海外事業所
- (2) 県外に本社を置く企業が県内に工場を有する場合で、その工場と密接な関係を有する海外事業所

【具体例1】

- ・東京に本社がある総合家電メーカーA社が長野県内にB工場を持っており、B工場テレビ製造を行っている。
- ・A社は海外に現地法人C社を設立し、テレビの製造を行っている。
→ B工場で製造している製品とC社で製造している製品とに関連があることから、C社は、調査対象となる。

【具体例2】

- ・日本に本社がある法人A社が海外に現地法人B社を設立し、B社が海外で法人C社を設立している。
- ・A社は、長野県内にD工場を持っており、C社は、D工場製造された製品を現地で販売している。
→ C社がD工場生産された製品を販売している場合又はD工場と同種の製品を製造している場合等が前提になりますが、C社がA社の連結決算の対象となっていること又はA社がC社へ直接出資していることのいずれかに該当する場合は、調査対象となる。

4 調査項目について

「海外進出状況」の調査は以下の3つの設問から構成されています。

(1) 海外への新規進出の状況について

ア 令和6年1年間（令和6年1月1日から12月31日まで）に海外事業所を新たに設置した場合に入力してください。

イ 入力内容は、「国名」、「州名」、「進出形態」、「事業内容」の4点です。進出事業所が複数ある場合も、1つの回答欄にまとめて回答してください。

ウ 「進出形態」の定義は表2のとおりです。

(表2)

「駐在員事務所」：駐在員を長期滞在させ、宣伝活動、市場調査、アフターサービス等の業務を行っている場合

「現地販売法人」：現地において子会社（現地法人）を設立し、販売を行っている場合で、製造を行わない場合（日本企業が全額出資する場合は「単独」に、現地企業との合弁会社の場合は「合弁」に○印をしてください。）

「現地製造法人」：現地において子会社（現地法人）を設立し、製造を行っている場合（日本企業が全額出資する場合は「単独」に、現地企業との合弁会社の場合は「合弁」に○印をしてください。）
一社で製造も販売も行っている場合は、製造法人に含めてください。

(2) 郵送した書類の一覧表（別紙3）の内容の確認

ア 一覧表は貴社の海外への進出状況について、過去に報告いただいた内容をまとめたものです。回答の際の参考に送付しています。

※過去に進出状況の回答が無い事業所には、別紙3を添付していません。その場合、(2)の回答は不要です。

イ 郵送した別紙一覧表に掲載されているうち、変更がある事業所についてのみ回答してください。

ウ 「事業所ナンバー」は、郵送した別紙一覧表に記載されている4桁の数字を入力してください。

エ 「修正内容」は、①記載内容の修正（形態の変更など）、②既に撤退とその年、③そもそも存在しないの3点です。

オ 修正する事業所が複数ある場合でも、1つの回答欄にまとめて入力をお願いします。

(3) 別紙3一覧表に追加する事業所の情報

ア (1)と(2)で記載されていない事業所がありましたら、入力してく

ださい。入力内容は、「進出年」「国名」、「州名」、「進出形態」、「事業内容」の5点です。追加する事業所が複数ある場合も、1つの回答欄に記入をお願いします。

イ 一覧表が送付されていない事業所において、進出している拠点がある場合（県が把握していない拠点）は、上記アと同様の内容を入力してください。

Ⅲ 海外展開に係るアンケートについて

回答期限：8月1日（金）

1 アンケートについて

県では、県内企業（製造業）の海外展開を支援するため、皆様の動向や海外展開に必要な支援について把握することで、今後の支援施策の方向性を検討することを目的にアンケート調査を実施いたします。

つきましては、効果的な支援を行うことができるよう、調査へのご協力をお願いします。

2 アンケート項目について

本体調査に関連した（輸出及び進出（海外拠点））アンケート項目となっております。設問の流れに沿ってご回答をお願いします。

ご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

長野県 産業労働部 産業政策課 企画担当

電 話 026-235-7205（直通）

電子メール san-chosa@pref.nagano.lg.jp